

金沢市宿泊税条例施行後の状況に関する調査検討会議設置要綱

(令和5年6月1日決裁)

(目的及び設置)

第1条 宿泊税条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について所要の措置を講ずるための施策に関し、必要な事項を調査検討するため、金沢市宿泊税条例施行後の状況に関する調査検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、宿泊税条例の施行の状況等に関する事項について調査検討し、及び協議するものとする。

(組織等)

第3条 検討会議は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、知識経験を有する者、関係団体を代表する者等のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

(座長)

第4条 検討会議に、座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、座長が必要に応じて招集し、座長が議長となる。

(意見の聴取)

第6条 座長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、総務局税務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が検討会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。